



The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

30-1, Senju-azuma 1-chome, Adachi-ku, Tokyo 120-8534

Tel: 81-3-3888-8256 Fax: 81-3-3888-8242 E-mail: shouhei-au@aots.jp URL: <http://www.aots.jp/>

技術協力活用型・
新興国市場開拓事業
(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)

2024年10月

募集要項

タイ・ファミリービジネスマネジメント研修コース

The Program on Family Business Management for Thailand

[THFB]

2025年3月4日～3月17日

1. コース開設の背景：

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）は、主に海外の産業人材を対象とした研修及び専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関です。これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与します。

AOTS は 1959 年（昭和 34 年）8 月に日本で最初の民間による技術協力機関として通商産業省（現・経済産業省）の認可を受け設立され、これまでに日本で実施した研修には、2021 年度（令和 3 年度）までに世界 198 の国と地域から延べ 200,000 人余りが参加したほか、海外で実施した研修にも延べ 230,000 人余りが参加しています。

AOTS は帰国後の参加者や開発途上諸国の産業界からの要望に基づき、様々な研修コースの企画、開発に努めています。

「タイ・ファミリービジネスマネジメント研修コース(THFB)」は、一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)が実施する管理研修コースの1つです。本コースはタイのファミリービジネス企業の主に創業者、後継者およびその候補者等を対象に、講義、見学、ディスカッションを通じて、日本のファミリービジネス企業がこれまで蓄積してきた事業を永続的に成長・発展させ、次世代へ継承するための様々な経営のあり方や経営施策、制度や仕組み等を学ぶ。また、日本と自国の特徴を比較し、自社におけるファミリービジネスの長期的発展と次世代への継承の実現に向けて、自身の役割、課題を整理・検討することで、経営者およびその候補者としての能力向上を目指します。

2. 対象国：

タイ

3. 参加者の人数：

23 名

4. 参加資格：

以下の資格を有することが必要です。

- (1) 原則として、タイのファミリービジネスの創業者、後継者、後継候補者
 - (2) 年齢が 20 歳以上の方
 - (3) 大学卒またはこれに準ずる職歴を有する方
 - (4) タイ語による聴講、討論、発表、報告書作成ができる方
 - (5) 心身健康な方
 - (6) タイに居住の方
 - (7) 学生でない方、軍に籍をおいていない方
 - (8) 過去に AOTS が実施する国庫補助事業の研修制度で来日した方は、帰国後半年（183 日）以内に開始されるコースに応募することはできません。
- * 勤務先が日系企業、日系企業の取引先企業、今後日系企業との取引を予定あるいは希望している企業の方が望ましい。（日系企業や日系企業の取引先企業、今後日系企業との取引を予定あるいは希望している企業からお申込みいただいた場合、選考時の優先順位が高くなります。）

注意：

- (1) コース参加者は、研修コースの全てのカリキュラムに参加する必要があります。
- (2) 日本へ家族や会社の同僚・部下等を同伴することはできません。
- (3) 参加者は AOTS に対してプログラムの追加を要望したり、自身でプログラムを計画したりすることはできません。このコースの終了後速やかに帰国しなくてはなりません。ただし、日本の受入企業がこのコースの終了後、実地研修を計画し、AOTS の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (4) 日本以外の先進国資本が入った企業からお申込みいただいた場合は、選考時の優先順位が低くなります。

- (5) 本研修は、主に民間企業・団体に勤務する方を対象としているため、中央・地方政府機関からお申込みいただいた場合は、選考時の優先順位が低くなります。
- (6) 申し込み人数が定員を上回る場合は、日本の受入企業または海外の派遣企業 1 社当たりの参加人数を制限させていただくことがあります。

5. 応募方法：

日本国内の法人(親会社等)を通じて申し込む場合と、海外の現地法人が直接 AOTS に申し込む場合では、応募方法、提出書類等が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 管理研修参加後に実地研修を希望する場合、受入企業となる日本国内の法人(親会社等)を通じて申し込む必要があります。
- (2) 日本国内の法人を通じて申し込む場合、渡航費は対象となりません。但しアフリカからの参加者を受入れる場合のみ渡航費を対象とします。

(日本国内の法人を通じてのお申込みの場合)

- (1) 仮申込み：お電話、または E-mail にて検討されている研修の概要(研修対象者の属性、実地研修の有無等)をご連絡ください。そのうえで、以下の応募書類を **2024 年 12 月 2 日(月)**までに、AOTS 研修・派遣業務グループ(12. お問い合わせご参照)までご提出ください。

1. 研修申込書(概要) 2. 研修生個人記録並びに研修契約に関する申告書 3. 事前研修レポート

- (2) 本申込み：仮申込み受理の連絡を受けた後、本申込みに必要な書類の準備、段取りなどについて、ご案内いたします。

※ご不明点等ありましたら研修・派遣業務グループまでお問い合わせください。(12. お問い合わせご参照)

※上記 AOTS 所定様式は当協会ホームページからダウンロードできます。

【日本語】<https://www.aots.jp/hrd/technology-transfer/download/#kanri-shinkokoku>

(海外の現地法人から AOTS に直接お申込みの場合)

AOTS 海外協力機関を通して、以下の応募書類一式を PDF・エクセル両方の形式で、**2024 年 12 月 2 日(月)**までに AOTS 海外統括部に到着するように提出してください。

応募書類の提出期限は、各機関によって異なりますので、AOTS 海外統括部(12. お問い合わせご参照)にお問合せください。

お申込者には AOTS 海外協力機関による面接をさせていただきます。

- (1) 研修申込書、研修生個人記録申告書(AOTS 所定様式：手書きの記入は避けてください)

※PDF・エクセル両方のソフトコピーを提出

- (2) 日本企業との取引および日本市場への参入に関する調査票 ※エクセル

- (3) 問診書(AOTS 所定様式：手書きの記入は避けてください) ※PDF

- (4) 研修生個人情報取り扱いについて(AOTS 所定様式) ※PDF

- (5) 海外旅行保険承諾書(AOTS 所定様式) ※PDF

- (6) 研修契約に関する申告書(日系派遣企業用) ※PDF

- (7) 勤務先概要を紹介する資料 ※PDF

- (8) 顔写真データ(データタイトルに氏名を入力してください) ※JPEG または PDF

- (9) パスポートコピー ※PDF

※パスポートをお持ちでない場合は、自動車免許証コピーや ID カードコピー等(公的機関により発行されたもので、写真があり、ローマ字で氏名、生年月日が記載されているもの)を提出してください。

- (10) 事前研修レポート・質問票 ※WORD

注意：

※他にも必要に応じて書類を求めることがあります。

※上記 AOTS 所定様式については AOTS 海外統括部(12. お問い合わせご参照)にお問合せください。

提出された応募書類は、2025 年 1 月 9 日(木)の審査委員会で審査されます。審査結果は審査委員会終了後、AOTS より連絡いたします。

注：応募者が締切日時点で 23 名に満たない場合、本コースを中止または延期する場合があります。

6. 研修コースの概要：

■ 目的

本コースは、タイのファミリービジネス企業の主に創業者、後継者およびその候補者等を対象に、講義、見学、ディスカッションを通じて、日本のファミリービジネス企業がこれまで蓄積してきた、事業を永続的に成長・発展させ、次世代へ継承するための様々な経営のあり方や経営施策、制度や仕組み等を学ぶために開設します。自国と日本の特徴を比較した上で、自社におけるファミリービジネスの長期的発展と次世代への継承の実現に向けて、自身の役割、課題を整理・検討することで、経営者およびその候補者としての能力の向上を目的として実施します。

■ 期待される効果

- (1) 日本のファミリービジネスの経営手法における特徴について理解できます。
- (2) 日本の長寿ファミリービジネス企業において、人材育成と技能の継承がどのように行われているか理解できます。
- (3) 日本のファミリービジネスにおける企業統治（ガバナンス）の仕組み、制度および慣行について理解できます。
- (4) 自社においてファミリービジネスをどのように長期的に発展させ、次世代に継承するか考察し、具体的な行動計画を策定することができます。

■ 期間

2025年3月4日（火）～3月17日（月）（14日間）

■ 内容

【第一段階】

講義やケーススタディを通じて、日本におけるファミリービジネスの状況や海外との比較を通じ、日本のファミリービジネスの特徴を学ぶ。また、どのように事業を永続的に継承していくか、創業の精神・企業理念の浸透、長期的視野に立った経営についても学んだ上で、ファミリービジネスに特徴的な技能継承のあり方として、あらゆるステークホルダーとの長期的関係の構築、社員を育成する組織文化、伝統を守りながら培った経営資源を元に変革を起こす等のノウハウを培い、グループディスカッションを通じて自社にどのように適用するか検討する。

【第二段階】

見学を通じて、日本のファミリービジネスがどのように経営に取り組んでいるのか、創業者や事業継承者、経営幹部による講演から学ぶ。特に創業者がどのように次世代に事業を継承したか、また継承者がどのような思いを持ちながら会社を継ぎ、いかに創業者との違いを打ち出しているか等をファミリービジネスに関わる各関係者の視点から学び、参加者各自の立場に当てはめて考察する。

【第三段階】

ファミリービジネスの課題となる企業統治（ガバナンス）に関して、日本のファミリービジネスにおける企業統治の仕組み、制度および慣行について学ぶことで、自社におけるガバナンスのあり方を考察する。

【第四段階】

本研修で得た知識や経験を踏まえ、自社においてファミリービジネスをどのように長期的に発展させ、次世代経営者に継承するか、またはその候補者として継承するか、参加者各自の立場に当てはめて検討を行い、帰国後のアクションプランとしてまとめ、最終日に発表する。

コースは通常午前3時間、午後3時間の講義からなり、夕方にはグループ討論が行われることがあります。詳細は日程案をご参照ください。

■ 使用言語

講義、企業見学、演習はタイ語あるいはタイ語通訳付で行われます。コースで使用する資料と教材はタイ語で作成されます。

■ コースディレクター

曾根 秀一 博士 (経営学)

公立大学法人静岡文化芸術大学 文化政策学部 文化政策学科 教授

専門分野は、経営戦略論、組織論、企業史。滋賀大学大学院経済学研究科博士課程修了。

日本学術振興会特別研究員 (滋賀大学、神戸大学、和歌山大学)、カナダ・メモリアル大学客員研究員、大阪経済大学経営学部専任講師、滋賀大学リスク研究センター客員研究員、帝塚山大学経営学部専任講師などを経て、現職。ファミリービジネス学会会長、企業家研究フォーラム幹事。

■ 研修場所と宿泊施設 (予定)

AOTS 関西研修センター(TKC) <http://www.aots.jp/jp/center/about/kkc.html>

〒558-0021 大阪府大阪市住吉区浅香1丁目7-5

電話：06-6608-8260 (受付) ファックス：06-6690-2678

タイ・ファミリービジネスマネジメント研修コース[THFB]
日程(案)

2025年3月4日～3月17日

AOTS 関西研修センター(予定)

日付	午前	午後
3月3日 (火)	(来日)	
4日 (火)	オリエンテーション 開講式	【講義】日本における伝統的な経営観とファミリービジネス
5日 (水)	【講義】技能継承とファミリービジネス	
6日 (木)	【見学】技能継承とファミリービジネス事例	
7日 (金)	【講義】事業承継における人材育成の課題 日本及び諸外国のケース(1)	【講義】事業承継における人材育成の課題 日本及び諸外国のケース(2)
8日 (土)	休日	
9日 (日)	休日	
10日 (月)	企業等 見学 (遠隔地)	(移動)
11日 (火)		【見学】ファミリービジネスにおける事業承継に向けた取り組み(1)
12日 (水)		【見学】ファミリービジネスにおける事業承継に向けた取り組み(2)
13日 (木)	【講義】ファミリービジネスにおける企業ガバナンス	
14日 (金)	【講義】ファミリービジネス事例からの学びの総括	最終発表会 (グループ内発表)
15日 (土)	休日	
16日 (日)	休日	
17日 (月)	最終発表会 (選抜者発表)	修了式
18日 (火)	(帰国)	

注意:

- (1) 上記のスケジュールは、講師や協力企業の都合、その他のやむをえない事情のために変更されることがあります。
- (2) 夕食後グループ討論を行うことがあります。
- (3) 土曜、日曜は原則として休日ですが、必要に応じて講義の予定が組まれることがあります。

7. 到着日及び出発日について：

参加者は、原則として研修開始日の前日に日本に到着し、研修終了日の翌日に日本を出発することとします。

8. 経費：

<日本国内の法人からお申し込みの場合>

以下の試算例をご参照ください。

いずれの試算例も、コース開始前日 3/3 来日・終了日翌日 3/18 帰国 14 日コース
関西国際空港・関西研修センター間移動の場合です。

【試算例 1】中堅・中小企業の場合 補助率 2/3

(日本円)

研修費用	総額	補助額	分担金
1. 受入費	181,520	[2/3] 121,013	[1/3] 60,507
2. 研修実施費	531,000	337,000	194,000
合計	712,520	458,013	254,507

【試算例 2】大企業（一般分野）の場合 補助率 1/3

(日本円)

研修費用	総額	補助額	分担金
1. 受入費	181,520	[1/3] 60,506	[2/3] 121,014
2. 研修実施費	531,000	277,000	254,000
合計	712,520	337,506	375,014

【試算例 3】大企業（重点分野）の場合 補助率 1/2

(日本円)

研修費用	総額	補助額	分担金
1. 受入費	181,520	[1/2] 90,760	[1/2] 90,760
2. 研修実施費	531,000	308,000	223,000
合計	712,520	398,760	313,760

※受入費は下記受入費基準額一覧をもとに計算しております。そのほか、国内移動費（関西国際空港・関西研修センター間）および厚生費（管理研修期間中の海外旅行保険代等）が含まれます。

※渡航費は補助対象外となります。（中堅・中小企業のアフリカ受入の場合を除く。）

※研修コース参加後に現地研修をご希望の場合、経費については、AOTS企業連携部 研修・派遣業務グループ（12. お問い合わせご参照）にお問い合わせ願います。

※中堅企業とは資本金 10 億円未満の企業、中小企業とは中小企業基本法に規定する中小企業、一般企業とは中堅企業、中小企業以外の企業をいいます。但し、資本金又は出資金が 10 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

※重点分野とは大企業のみが対象で、通常 1/3 の国庫補助率を 1/2 に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 実地研修が、開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))

◎受入費基準額一覧

AOTS 研修センター 宿舎費・食費	来日日のみ	9,020 円/泊
	来日日以外	9,900 円/泊
研修旅行時	宿舎費	14,500 円/泊
	食費	2,750 円/泊
雑費		1,040 円/泊

※管理研修終了後、実地研修を実施することができます。
その場合、以下の実地研修費が補助対象となります。

実地研修費	AOTS 基準	備考
実地研修に必要な経費に充当 (実地研修期間中における研修用資材、研修生の交通費、受入企業の指導員の人件費などの諸経費に充当するもの)	大企業 3,360 円/日	・日額単価・暦日 ・研修生への支払い方法は現物提供
	中堅・中小企業 5,190 円/日	

<海外の法人からお申し込みの場合>

英語版募集要項(The Program Outline)をご参照下さい。下記 URL より該当コースの募集要項をダウンロードください。

<https://www.aots.jp/hrd/technology-transfer/management/course/>

9. 査証 (V I S A) の取得について :

- (1) 在留資格

日本で研修するために必要な在留資格は「研修」です。

- (2) 査証の取得

参加者は、AOTS が発行する「GUARANTEE LETTER」等必要な申請書類をもって自身で在外日本国大使館/総領事館 (以下「在外公館」とする) にて「研修」査証の申請、取得をしてください。ただし、申請書類が本省照会となり時間がかかる場合があるため時間に余裕をもって申請することを強くお勧めします。

- (3) 注意事項

既に「短期滞在査証」、「短期数次査証」、「A P E C ・ ビジネス ・ トラベルカード (A B T C)」等、「研修」以外の査証を取得している方、または査証免除国・地域からの参加者は、既存の査証が日本での研修コース参加という滞在資格に合致していることを事前に、必ず最寄りの在外公館にて事前確認してください。

10. 海外旅行保険の付保について

AOTS は、参加者に対し日本に到着した時から、日本を出発するまでの期間を補償対象とした海外旅行保険を付保します。付保内容は傷病により医療機関で診療を受ける際の医療費と賠償責任・救援者費用で構成されています。別紙を参照の上、研修申込時に海外旅行保険付保に対する同意の意思確認のためサイン済みの同意書を提出してください。

1 1. 個人情報の取扱いについて：

AOTS が取得する応募者の個人情報については以下のとおり取扱います。

- (1) 個人情報の管理者： 一般財団法人海外産業人材育成協会 総務企画部長
連絡先： 総務企画部 総務・人事グループ
電話：03-3888-8211 E-mail: kojinjoho-cj@aots.jp

(2) 利用目的

ご提供いただいた個人情報は、参加者受入及び研修実施に関する事務手続きのために利用します。
それ以外の利用目的または法令に基づく要請の範囲を超えた利用はいたしません。

尚 AOTS の個人情報保護方針は、<http://www.aots.jp/jp/policy/privacy.html> をご覧ください。

1 2. お問い合わせ：

一般財団法人 海外産業人材育成協会

日本国内の法人を通じてのお申込の場合

企業連携部 研修・派遣業務グループ

住所 〒120-8534 東京都足立区千住東1丁目30-1

電話：03-3888-8221

Fax：03-3888-8428

E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp

海外の法人から直接のお申込の場合

海外統括部 海外協力第1グループ

住所 〒120-8534 東京都足立区千住東1丁目30-1

電話：03-3888-8256

Fax: 03-3888-8242

E-mail: shouhei-au@aots.jp

PRE-TRAINING REPORT**- The Program on Family Business Management for Thailand -
[THFB]**

Please fill in the following items by using a personal computer or similar equipment in English. Handwriting should be avoided. AOTS will duplicate and distribute it to lecturers and other participants as a reference material for the group discussion and the presentations to be held during the program.

1. Your name	
2. Name of your country	
3. Name of your company/ organization	
4. Outline of your company/ organization (Please give a brief description or outline of your company/organization. In addition, please also attach a brochure of your company/organization if available)	
5. A: Your position (preferably by attaching an organizational chart indicating your position) B: What is your relationship with the company founder and current company representative?	
6. Your duties in detail	

<p>7. Regarding the Family Business Management, what are the most critical problems you are now facing? Please indicate their causes from your viewpoint</p>	
<p>8. Possible measures to solve such problems together with limitation factors</p>	
<p>9. Your expectations of the program in relation to the described problems</p>	

Questionnaire on the Family Business

Please fill in the following items **by using a personal computer or similar equipment** in English.

Handwriting should be avoided.

This document will be used only as a reference material in the screening process of applicants. Therefore the applicant is requested to fill in all of the items clearly and concretely.

***This questionnaire will not be distributed to other participants.**

***AOTS will not use this information for any other purposes other than an AOTS training program.**

No.	Questions	Answers *Please answer in the below columns.
Q1.	What is the general impression of family business in Thailand? 1. Very good 2. Good 3. Neutral 4. Bad 5. Very Bad	A. <u>Your Answer:</u> _____ B. Please briefly explain why you think so.
Q2.	What is <u>YOUR</u> impression about family business? 1. Very good 2. Good 3. Neutral 4. Bad 5. Very Bad	A: <u>Your Answer:</u> _____ B: Please briefly explain why you think so.
Q3.	Please list down names of some leading family-owned companies in Thailand and their line of business.	A. Name of company: B. Business Line: <hr/> C. Name of company: D. Business Line: <hr/> E. Name of company: F. Business Line:
Q4.	Which is popular option of business succession in Thailand? 1. Transfer to the first-born children 2. Transfer to sons 3. Transfer to daughters 4. Choose based on talents and capabilities 5. Others	<u>Your Answer:</u> _____
Q5	How many generations lie between you and the founder?	Your Answer: _____ <u>generations</u>

